

積替え保管の許可を有さない収集運搬業許可
水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等を収集運搬する場合

様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業 廃止
変更 届出書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

届出者

〒444-8601

住 所 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市 株式会社

氏 名 代表取締役 岡崎 太郎

（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

電話番号 0564-23-6000

平成○年○月○日付け第10500○○○○○○号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止
変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用

許可を持っている品目数を記載してください。項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

新	旧
許可 品目の水銀使用製品産業 廃棄物を含む収集運搬を行う。 水銀含有ばいじん等のうち、燃え 殻、ダスト類の収集運搬を行う。 汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい の収集運搬は行わない。	水銀使用製品産業廃棄物の 収集運搬を行うか行わない かを記載してください。（収 集運搬を行わない場合も「許 可 品目の水銀使用製品産 業廃棄物を含む収集運搬を 行わない」と記載してくださ い）

変更した事項の内容（規則第10条の1第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容） 有する許可品目のうち、水銀含有ばいじん 等と定められている品目（燃え殻、汚泥、 廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ダスト類）に ついて収集運搬や積替え保管を行うかどう かを記載してください。	主及び出資者 水銀使用製品産業廃棄物 は品目が法令定められてい ないため許可品目全体に対 し含む・除くの限定を行いま す。
（変更内容） の役員を含む）株主、出資をしている者及び使用人の変更	員（法定代 表者）

（ふりがな） 氏 名	生年月日	本 籍
	役職・呼称	住 所

廃止又は変更の理由	法令に水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義されたため
-----------	-----------------------------------

備考
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。